

長 建 協 発 第 37 号
平成 27 年 4 月 16 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

消費税転化対策特別措置法に係る情報提供について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、消費税転化対策特別措置法で禁止されている消費税の転嫁拒否等の行為の概要やこれまでの違反事例などに関する説明会の開催並びに事業者向けパンフレットの改訂版について別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。